

# 1-1 訪問介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 166単位</p> <p>(2) 所要時間20分以上30分未満の場合 249単位</p> <p>(3) 所要時間30分以上 1時間未満の場合 395単位</p> <p>(4) 所要時間 1時間以上の場合 577単位に所要時間 1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分以上45分未満の場合 182単位</p> <p>(2) 所要時間45分以上の場合 224単位</p> <p>ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 98単位</p> <p>ト 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p>	<p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 165単位</p> <p>(2) 所要時間20分以上30分未満の場合 248単位</p> <p>(3) 所要時間30分以上 1時間未満の場合 394単位</p> <p>(4) 所要時間 1時間以上の場合 575単位に所要時間 1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分以上45分未満の場合 181単位</p> <p>(2) 所要時間45分以上の場合 223単位</p> <p>ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 98単位</p> <p>（新設）</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ 訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 訪問介護費における特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれ</p>	<p>→大臣基準告示・四の二</p>

改 正 後	改 正 前
<p>かを算定していること。</p> <p>(6) 訪問介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

## 1-2 訪問入浴介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>2 訪問入浴介護費</p> <p>イ 訪問入浴介護費 <u>1,256単位</u></p> <p>二 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p>	<p>2 訪問入浴介護費</p> <p>イ 訪問入浴介護費 <u>1,250単位</u></p> <p>（新設）</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ 訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定訪問入浴介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出てい</p>	<p>→大臣基準告示・六の二</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ること。</p> <p>(3) <u>介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</u></p> <p>(4) <u>当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</u></p> <p>(5) <u>訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</u></p> <p>(6) <u>訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</u></p> <p>(7) <u>平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</u></p> <p>(8) <u>(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u></p> <p>□ <u>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p>	

## 1-3 訪問看護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>3 訪問看護費</p> <p>イ 指定訪問看護ステーションの場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 312単位</p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 469単位</p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 819単位</p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,122単位</p> <p>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） 297単位</p> <p>□ 病院又は診療所の場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 264単位</p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 397単位</p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 571単位</p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 839単位</p> <p>ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 2,945単位</p> <p>ニ 初回加算 300単位</p> <p>注 指定訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、<u>初回</u>の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p>	<p>3 訪問看護費</p> <p>イ 指定訪問看護ステーションの場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 311単位</p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 467単位</p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 816単位</p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,118単位</p> <p>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） 296単位</p> <p>□ 病院又は診療所の場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 263単位</p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 396単位</p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 569単位</p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 836単位</p> <p>ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 2,935単位</p> <p>ニ 初回加算 300単位</p> <p>注 指定訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、<u>初回若しくは初回</u>の指定訪問看護を行った日の属する月に指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p>

## 1-4 訪問リハビリテーション費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改正後	改正前
4 訪問リハビリテーション費 イ 訪問リハビリテーション費（1回につき） <u>292単位</u>	4 訪問リハビリテーション費 イ 訪問リハビリテーション費（1回につき） <u>290単位</u>

## 1-5 居宅療養管理指導費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改正後	改正前
5 居宅療養管理指導費 イ 医師が行う場合 (1) 居宅療養管理指導費（Ⅰ） (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>509単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>485単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>444単位</u> (2) 居宅療養管理指導費（Ⅱ） (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>295単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>285単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>261単位</u> ロ 歯科医師が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>509単位</u> (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>485単位</u> (3) (1)及び(2)以外の場合 <u>444単位</u> ハ 薬剤師が行う場合 (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>560単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>415単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>379単位</u> (2) 薬局の薬剤師が行う場合 (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>509単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>377単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>345単位</u> ニ 管理栄養士が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>539単位</u> (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>485単位</u> (3) (1)及び(2)以外の場合 <u>444単位</u> ホ 歯科衛生士等が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>356単位</u> (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>324単位</u> (3) (1)及び(2)以外の場合 <u>296単位</u> ヘ 看護職員が行う場合【平成30年9月30日限りで廃止】	5 居宅療養管理指導費 イ 医師が行う場合 (1) 居宅療養管理指導費（Ⅰ） (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>507単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>483単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>442単位</u> (2) 居宅療養管理指導費（Ⅱ） (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>294単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>284単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>260単位</u> ロ 歯科医師が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>507単位</u> (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>483単位</u> (3) (1)及び(2)以外の場合 <u>442単位</u> ハ 薬剤師が行う場合 (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>558単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>414単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>378単位</u> (2) 薬局の薬剤師が行う場合 (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>507単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>376単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>344単位</u> ニ 管理栄養士が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>537単位</u> (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>483単位</u> (3) (1)及び(2)以外の場合 <u>442単位</u> ホ 歯科衛生士等が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>355単位</u> (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>323単位</u> (3) (1)及び(2)以外の場合 <u>295単位</u> ヘ 看護職員が行う場合【平成30年9月30日限りで廃止】 (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 <u>402単位</u> (2) 同一建物居住者に対して行う場合 <u>362単位</u>

# 1-6 通所介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>6 通所介護費</p> <p>イ 通常規模型通所介護費</p> <p>(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>364単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>417単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>472単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>525単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>579単位</u></p> <p>(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>382単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>438単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>495単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>551単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>608単位</u></p> <p>(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>561単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>663単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>765単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>867単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>969単位</u></p> <p>(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>575単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>679単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>784単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>888単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>993単位</u></p> <p>(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>648単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>765単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>887単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>1,008単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>1,130単位</u></p> <p>(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>659単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>779単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>902単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>1,026単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>1,150単位</u></p> <p>ロ 大規模型通所介護費（I）</p> <p>(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>352単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>403単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>455単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>506単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>559単位</u></p> <p>(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>370単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>424単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>479単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>533単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>588単位</u></p> <p>(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>536単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>634単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>732単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>828単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>926単位</u></p> <p>(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>555単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>657単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>758単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>858単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>959単位</u></p> <p>(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>620単位</u></p>	<p>6 通所介護費</p> <p>イ 通常規模型通所介護費</p> <p>(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>362単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>415単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>470単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>522単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>576単位</u></p> <p>(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>380単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>436単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>493単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>548単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>605単位</u></p> <p>(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>558単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>660単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>761単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>863単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>964単位</u></p> <p>(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>572単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>676単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>780単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>884単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>988単位</u></p> <p>(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>645単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>761単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>883単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>1,003単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>1,124単位</u></p> <p>(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>656単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>775単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>898単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>1,021単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>1,144単位</u></p> <p>ロ 大規模型通所介護費（I）</p> <p>(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>350単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>401単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>453単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>504単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>556単位</u></p> <p>(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>368単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>422単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>477単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>530単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>585単位</u></p> <p>(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>533単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>631単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>728単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>824単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>921単位</u></p> <p>(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>552単位</u></p> <p>（二） 要介護 2 <u>654単位</u></p> <p>（三） 要介護 3 <u>754単位</u></p> <p>（四） 要介護 4 <u>854単位</u></p> <p>（五） 要介護 5 <u>954単位</u></p> <p>(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合</p> <p>（一） 要介護 1 <u>617単位</u></p>

改 正 後	改 正 前
(二) 要介護2 <u>733単位</u>	(二) 要介護2 <u>729単位</u>
(三) 要介護3 <u>848単位</u>	(三) 要介護3 <u>844単位</u>
(四) 要介護4 <u>965単位</u>	(四) 要介護4 <u>960単位</u>
(五) 要介護5 <u>1,081単位</u>	(五) 要介護5 <u>1,076単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合
(一) 要介護1 <u>637単位</u>	(一) 要介護1 <u>634単位</u>
(二) 要介護2 <u>753単位</u>	(二) 要介護2 <u>749単位</u>
(三) 要介護3 <u>872単位</u>	(三) 要介護3 <u>868単位</u>
(四) 要介護4 <u>992単位</u>	(四) 要介護4 <u>987単位</u>
(五) 要介護5 <u>1,111単位</u>	(五) 要介護5 <u>1,106単位</u>
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
(一) 要介護1 <u>340単位</u>	(一) 要介護1 <u>338単位</u>
(二) 要介護2 <u>389単位</u>	(二) 要介護2 <u>387単位</u>
(三) 要介護3 <u>440単位</u>	(三) 要介護3 <u>438単位</u>
(四) 要介護4 <u>488単位</u>	(四) 要介護4 <u>486単位</u>
(五) 要介護5 <u>540単位</u>	(五) 要介護5 <u>537単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合
(一) 要介護1 <u>356単位</u>	(一) 要介護1 <u>354単位</u>
(二) 要介護2 <u>408単位</u>	(二) 要介護2 <u>406単位</u>
(三) 要介護3 <u>461単位</u>	(三) 要介護3 <u>459単位</u>
(四) 要介護4 <u>513単位</u>	(四) 要介護4 <u>510単位</u>
(五) 要介護5 <u>566単位</u>	(五) 要介護5 <u>563単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合
(一) 要介護1 <u>517単位</u>	(一) 要介護1 <u>514単位</u>
(二) 要介護2 <u>611単位</u>	(二) 要介護2 <u>608単位</u>
(三) 要介護3 <u>705単位</u>	(三) 要介護3 <u>702単位</u>
(四) 要介護4 <u>800単位</u>	(四) 要介護4 <u>796単位</u>
(五) 要介護5 <u>894単位</u>	(五) 要介護5 <u>890単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合
(一) 要介護1 <u>535単位</u>	(一) 要介護1 <u>532単位</u>
(二) 要介護2 <u>632単位</u>	(二) 要介護2 <u>629単位</u>
(三) 要介護3 <u>729単位</u>	(三) 要介護3 <u>725単位</u>
(四) 要介護4 <u>827単位</u>	(四) 要介護4 <u>823単位</u>
(五) 要介護5 <u>925単位</u>	(五) 要介護5 <u>920単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合
(一) 要介護1 <u>598単位</u>	(一) 要介護1 <u>595単位</u>
(二) 要介護2 <u>706単位</u>	(二) 要介護2 <u>703単位</u>
(三) 要介護3 <u>818単位</u>	(三) 要介護3 <u>814単位</u>
(四) 要介護4 <u>931単位</u>	(四) 要介護4 <u>926単位</u>
(五) 要介護5 <u>1,043単位</u>	(五) 要介護5 <u>1,038単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合
(一) 要介護1 <u>614単位</u>	(一) 要介護1 <u>611単位</u>
(二) 要介護2 <u>726単位</u>	(二) 要介護2 <u>722単位</u>
(三) 要介護3 <u>839単位</u>	(三) 要介護3 <u>835単位</u>
(四) 要介護4 <u>955単位</u>	(四) 要介護4 <u>950単位</u>
(五) 要介護5 <u>1,070単位</u>	(五) 要介護5 <u>1,065単位</u>
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数	
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数	
※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。	
○ 通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	
イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	
(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する	

→大臣基準告示・二十四の二

改 正 後	改 正 前
<p>費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該通所介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>(6) 通所介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

## 1-7 通所リハビリテーション費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>7 通所リハビリテーション費</p> <p>イ 通常規模型リハビリテーション費</p> <p>(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合</p> <p>(一) 要介護 1 331単位</p> <p>(二) 要介護 2 360単位</p> <p>(三) 要介護 3 390単位</p> <p>(四) 要介護 4 419単位</p> <p>(五) 要介護 5 450単位</p> <p>(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合</p> <p>(一) 要介護 1 345単位</p> <p>(二) 要介護 2 400単位</p> <p>(三) 要介護 3 457単位</p> <p>(四) 要介護 4 513単位</p> <p>(五) 要介護 5 569単位</p> <p>(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合</p>	<p>7 通所リハビリテーション費</p> <p>イ 通常規模型リハビリテーション費</p> <p>(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合</p> <p>(一) 要介護 1 329単位</p> <p>(二) 要介護 2 358単位</p> <p>(三) 要介護 3 388単位</p> <p>(四) 要介護 4 417単位</p> <p>(五) 要介護 5 448単位</p> <p>(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合</p> <p>(一) 要介護 1 343単位</p> <p>(二) 要介護 2 398単位</p> <p>(三) 要介護 3 455単位</p> <p>(四) 要介護 4 510単位</p> <p>(五) 要介護 5 566単位</p> <p>(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合</p>

改 正 後		改 正 前	
(一) 要介護 1	<u>446単位</u>	(一) 要介護 1	<u>444単位</u>
(二) 要介護 2	<u>523単位</u>	(二) 要介護 2	<u>520単位</u>
(三) 要介護 3	<u>599単位</u>	(三) 要介護 3	<u>596単位</u>
(四) 要介護 4	<u>697単位</u>	(四) 要介護 4	<u>693単位</u>
(五) 要介護 5	<u>793単位</u>	(五) 要介護 5	<u>789単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>511単位</u>	(一) 要介護 1	<u>508単位</u>
(二) 要介護 2	<u>598単位</u>	(二) 要介護 2	<u>595単位</u>
(三) 要介護 3	<u>684単位</u>	(三) 要介護 3	<u>681単位</u>
(四) 要介護 4	<u>795単位</u>	(四) 要介護 4	<u>791単位</u>
(五) 要介護 5	<u>905単位</u>	(五) 要介護 5	<u>900単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>579単位</u>	(一) 要介護 1	<u>576単位</u>
(二) 要介護 2	<u>692単位</u>	(二) 要介護 2	<u>688単位</u>
(三) 要介護 3	<u>803単位</u>	(三) 要介護 3	<u>799単位</u>
(四) 要介護 4	<u>935単位</u>	(四) 要介護 4	<u>930単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,065単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,060単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>670単位</u>	(一) 要介護 1	<u>667単位</u>
(二) 要介護 2	<u>801単位</u>	(二) 要介護 2	<u>797単位</u>
(三) 要介護 3	<u>929単位</u>	(三) 要介護 3	<u>924単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,081単位</u>	(四) 要介護 4	<u>1,076単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,231単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,225単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>716単位</u>	(一) 要介護 1	<u>712単位</u>
(二) 要介護 2	<u>853単位</u>	(二) 要介護 2	<u>849単位</u>
(三) 要介護 3	<u>993単位</u>	(三) 要介護 3	<u>988単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,157単位</u>	(四) 要介護 4	<u>1,151単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,317単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,310単位</u>
ロ 大規模型通所リハビリテーション費 (I)		ロ 大規模型通所リハビリテーション費 (I)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合		(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>325単位</u>	(一) 要介護 1	<u>323単位</u>
(二) 要介護 2	<u>356単位</u>	(二) 要介護 2	<u>354単位</u>
(三) 要介護 3	<u>384単位</u>	(三) 要介護 3	<u>382単位</u>
(四) 要介護 4	<u>413単位</u>	(四) 要介護 4	<u>411単位</u>
(五) 要介護 5	<u>443単位</u>	(五) 要介護 5	<u>441単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合		(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>339単位</u>	(一) 要介護 1	<u>337単位</u>
(二) 要介護 2	<u>394単位</u>	(二) 要介護 2	<u>392単位</u>
(三) 要介護 3	<u>450単位</u>	(三) 要介護 3	<u>448単位</u>
(四) 要介護 4	<u>505単位</u>	(四) 要介護 4	<u>502単位</u>
(五) 要介護 5	<u>561単位</u>	(五) 要介護 5	<u>558単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合		(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>439単位</u>	(一) 要介護 1	<u>437単位</u>
(二) 要介護 2	<u>515単位</u>	(二) 要介護 2	<u>512単位</u>
(三) 要介護 3	<u>590単位</u>	(三) 要介護 3	<u>587単位</u>
(四) 要介護 4	<u>685単位</u>	(四) 要介護 4	<u>682単位</u>
(五) 要介護 5	<u>781単位</u>	(五) 要介護 5	<u>777単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>501単位</u>	(一) 要介護 1	<u>498単位</u>
(二) 要介護 2	<u>586単位</u>	(二) 要介護 2	<u>583単位</u>
(三) 要介護 3	<u>670単位</u>	(三) 要介護 3	<u>667単位</u>
(四) 要介護 4	<u>778単位</u>	(四) 要介護 4	<u>774単位</u>
(五) 要介護 5	<u>887単位</u>	(五) 要介護 5	<u>882単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>559単位</u>	(一) 要介護 1	<u>556単位</u>
(二) 要介護 2	<u>668単位</u>	(二) 要介護 2	<u>665単位</u>
(三) 要介護 3	<u>776単位</u>	(三) 要介護 3	<u>772単位</u>
(四) 要介護 4	<u>904単位</u>	(四) 要介護 4	<u>899単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,029単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,024単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>653単位</u>	(一) 要介護 1	<u>650単位</u>
(二) 要介護 2	<u>781単位</u>	(二) 要介護 2	<u>777単位</u>
(三) 要介護 3	<u>907単位</u>	(三) 要介護 3	<u>902単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,054単位</u>	(四) 要介護 4	<u>1,049単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,201単位</u>	(五) 要介護 5	<u>1,195単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>692単位</u>	(一) 要介護 1	<u>688単位</u>
(二) 要介護 2	<u>824単位</u>	(二) 要介護 2	<u>820単位</u>
(三) 要介護 3	<u>960単位</u>	(三) 要介護 3	<u>955単位</u>



改 正 後	改 正 前
(四) 要介護4 <u>1,117単位</u>	(四) 要介護4 <u>1,111単位</u>
(五) 要介護5 <u>1,273単位</u>	(五) 要介護5 <u>1,267単位</u>
ハ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	ハ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）
(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合
（一）要介護1 318単位	（一）要介護1 316単位
（二）要介護2 348単位	（二）要介護2 346単位
（三）要介護3 375単位	（三）要介護3 373単位
（四）要介護4 404単位	（四）要介護4 402単位
（五）要介護5 432単位	（五）要介護5 430単位
(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合	(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合
（一）要介護1 332単位	（一）要介護1 330単位
（二）要介護2 386単位	（二）要介護2 384単位
（三）要介護3 439単位	（三）要介護3 437単位
（四）要介護4 493単位	（四）要介護4 491単位
（五）要介護5 547単位	（五）要介護5 544単位
(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
（一）要介護1 428単位	（一）要介護1 426単位
（二）要介護2 503単位	（二）要介護2 500単位
（三）要介護3 576単位	（三）要介護3 573単位
（四）要介護4 669単位	（四）要介護4 666単位
（五）要介護5 763単位	（五）要介護5 759単位
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合
（一）要介護1 482単位	（一）要介護1 480単位
（二）要介護2 566単位	（二）要介護2 563単位
（三）要介護3 648単位	（三）要介護3 645単位
（四）要介護4 753単位	（四）要介護4 749単位
（五）要介護5 857単位	（五）要介護5 853単位
(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合
（一）要介護1 540単位	（一）要介護1 537単位
（二）要介護2 646単位	（二）要介護2 643単位
（三）要介護3 750単位	（三）要介護3 746単位
（四）要介護4 874単位	（四）要介護4 870単位
（五）要介護5 996単位	（五）要介護5 991単位
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合
（一）要介護1 629単位	（一）要介護1 626単位
（二）要介護2 754単位	（二）要介護2 750単位
（三）要介護3 874単位	（三）要介護3 870単位
（四）要介護4 <u>1,019単位</u>	（四）要介護4 <u>1,014単位</u>
（五）要介護5 <u>1,161単位</u>	（五）要介護5 <u>1,155単位</u>
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合
（一）要介護1 667単位	（一）要介護1 664単位
（二）要介護2 797単位	（二）要介護2 793単位
（三）要介護3 927単位	（三）要介護3 922単位
（四）要介護4 <u>1,080単位</u>	（四）要介護4 <u>1,075単位</u>
（五）要介護5 <u>1,231単位</u>	（五）要介護5 <u>1,225単位</u>
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからホまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数	
(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからホまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数	
※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。	→大臣基準告示・三十四の二
○ 通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	
イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	
（一） 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込	

改 正 後	改 正 前
<p>額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定通所リハビリテーション事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>(6) 通所リハビリテーション費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

## 1-8 短期入所生活介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>8 短期入所生活介護費（1日につき）</p> <p>イ 短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型短期入所生活介護費</p> <p>(一) 単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>627単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>695単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>765単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>833単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>900単位</u></p> <p>(二) 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>627単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>695単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>765単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>833単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>900単位</u></p>	<p>8 短期入所生活介護費（1日につき）</p> <p>イ 短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型短期入所生活介護費</p> <p>(一) 単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>625単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>693単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>763単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>831単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>897単位</u></p> <p>(二) 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>625単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>693単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>763単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>831単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>897単位</u></p>

改 正 後	改 正 前
(2) 併設型短期入所生活介護費 (一) 併設型短期入所生活介護費 (I) a 要介護1 586単位 b 要介護2 654単位 c 要介護3 724単位 d 要介護4 792単位 e 要介護5 859単位 (二) 併設型短期入所生活介護費 (II) a 要介護1 586単位 b 要介護2 654単位 c 要介護3 724単位 d 要介護4 792単位 e 要介護5 859単位 □ ユニット型短期入所生活介護費 (1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (I) a 要介護1 725単位 b 要介護2 792単位 c 要介護3 866単位 d 要介護4 933単位 e 要介護5 1,000単位 (二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (II) a 要介護1 725単位 b 要介護2 792単位 c 要介護3 866単位 d 要介護4 933単位 e 要介護5 1,000単位 (2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費 (一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費 (I) a 要介護1 684単位 b 要介護2 751単位 c 要介護3 824単位 d 要介護4 892単位 e 要介護5 959単位 (二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費 (II) a 要介護1 684単位 b 要介護2 751単位 c 要介護3 824単位 d 要介護4 892単位 e 要介護5 959単位 ㊦ 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) イからへまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) イからへまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数	(2) 併設型短期入所生活介護費 (一) 併設型短期入所生活介護費 (I) a 要介護1 584単位 b 要介護2 652単位 c 要介護3 722単位 d 要介護4 790単位 e 要介護5 856単位 (二) 併設型短期入所生活介護費 (II) a 要介護1 584単位 b 要介護2 652単位 c 要介護3 722単位 d 要介護4 790単位 e 要介護5 856単位 □ ユニット型短期入所生活介護費 (1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (I) a 要介護1 723単位 b 要介護2 790単位 c 要介護3 863単位 d 要介護4 930単位 e 要介護5 997単位 (二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (II) a 要介護1 723単位 b 要介護2 790単位 c 要介護3 863単位 d 要介護4 930単位 e 要介護5 997単位 (2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費 (一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費 (I) a 要介護1 682単位 b 要介護2 749単位 c 要介護3 822単位 d 要介護4 889単位 e 要介護5 956単位 (二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費 (II) a 要介護1 682単位 b 要介護2 749単位 c 要介護3 822単位 d 要介護4 889単位 e 要介護5 956単位 (新設)
※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 ○ 短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 指定短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。	→大臣基準告示・三十九の二

改 正 後	改 正 前
<p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>(6) 短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

## 1-9イ 短期入所療養介護費（介護老人保健施設・単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>9 短期入所療養介護費</p> <p>イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費</p> <p>(-) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p>a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要介護1 <u>755単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>801単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>862単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>914単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>965単位</u></p> <p>b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>i 要介護1 <u>797単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>868単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>930単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>986単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,041単位</u></p> <p>c 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）</p> <p>i 要介護1 <u>829単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>877単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>938単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>989単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,042単位</u></p> <p>d 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）</p> <p>i 要介護1 <u>876単位</u></p>	<p>9 短期入所療養介護費</p> <p>イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費</p> <p>(-) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p>a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要介護1 <u>753単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>798単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>859単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>911単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>962単位</u></p> <p>b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>i 要介護1 <u>794単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>865単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>927単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>983単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,038単位</u></p> <p>c 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）</p> <p>i 要介護1 <u>826単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>874単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>935単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>986単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,039単位</u></p> <p>d 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）</p> <p>i 要介護1 <u>873単位</u></p>

改 正 後	改 正 前
ii 要介護 2 950単位	ii 要介護 2 947単位
iii 要介護 3 1,012単位	iii 要介護 3 1,009単位
iv 要介護 4 1,068単位	iv 要介護 4 1,065単位
v 要介護 5 1,124単位	v 要介護 5 1,120単位
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (Ⅱ)	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (Ⅱ)
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)
i 要介護 1 781単位	i 要介護 1 778単位
ii 要介護 2 862単位	ii 要介護 2 859単位
iii 要介護 3 975単位	iii 要介護 3 972単位
iv 要介護 4 1,051単位	iv 要介護 4 1,048単位
v 要介護 5 1,126単位	v 要介護 5 1,122単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)
i 要介護 1 858単位	i 要介護 1 855単位
ii 要介護 2 940単位	ii 要介護 2 937単位
iii 要介護 3 1,054単位	iii 要介護 3 1,051単位
iv 要介護 4 1,130単位	iv 要介護 4 1,126単位
v 要介護 5 1,204単位	v 要介護 5 1,200単位
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (Ⅲ)	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (Ⅲ)
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)
i 要介護 1 781単位	i 要介護 1 778単位
ii 要介護 2 856単位	ii 要介護 2 853単位
iii 要介護 3 949単位	iii 要介護 3 946単位
iv 要介護 4 1,024単位	iv 要介護 4 1,021単位
v 要介護 5 1,099単位	v 要介護 5 1,095単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)
i 要介護 1 858単位	i 要介護 1 855単位
ii 要介護 2 934単位	ii 要介護 2 931単位
iii 要介護 3 1,027単位	iii 要介護 3 1,024単位
iv 要介護 4 1,102単位	iv 要介護 4 1,098単位
v 要介護 5 1,177単位	v 要介護 5 1,173単位
(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (Ⅳ)	(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (Ⅳ)
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)
i 要介護 1 741単位	i 要介護 1 739単位
ii 要介護 2 785単位	ii 要介護 2 783単位
iii 要介護 3 846単位	iii 要介護 3 843単位
iv 要介護 4 897単位	iv 要介護 4 894単位
v 要介護 5 947単位	v 要介護 5 944単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)
i 要介護 1 813単位	i 要介護 1 811単位
ii 要介護 2 861単位	ii 要介護 2 858単位
iii 要介護 3 920単位	iii 要介護 3 917単位
iv 要介護 4 970単位	iv 要介護 4 967単位
v 要介護 5 1,022単位	v 要介護 5 1,019単位
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費
(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (Ⅰ)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (Ⅰ)
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)
i 要介護 1 835単位	i 要介護 1 832単位
ii 要介護 2 880単位	ii 要介護 2 877単位
iii 要介護 3 942単位	iii 要介護 3 939単位
iv 要介護 4 995単位	iv 要介護 4 992単位
v 要介護 5 1,046単位	v 要介護 5 1,043単位
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)	b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)
i 要介護 1 880単位	i 要介護 1 877単位
ii 要介護 2 954単位	ii 要介護 2 951単位
iii 要介護 3 1,016単位	iii 要介護 3 1,013単位
iv 要介護 4 1,072単位	iv 要介護 4 1,069単位
v 要介護 5 1,128単位	v 要介護 5 1,124単位
c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii)	c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii)
i 要介護 1 835単位	i 要介護 1 832単位
ii 要介護 2 880単位	ii 要介護 2 877単位
iii 要介護 3 942単位	iii 要介護 3 939単位
iv 要介護 4 995単位	iv 要介護 4 992単位
v 要介護 5 1,046単位	v 要介護 5 1,043単位
d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iv)	d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iv)
i 要介護 1 880単位	i 要介護 1 877単位
ii 要介護 2 954単位	ii 要介護 2 951単位
iii 要介護 3 1,016単位	iii 要介護 3 1,013単位
iv 要介護 4 1,072単位	iv 要介護 4 1,069単位
v 要介護 5 1,128単位	v 要介護 5 1,124単位
(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (Ⅱ)	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (Ⅱ)

改 正 後	改 正 前
<p>a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要介護 1 <u>943単位</u></p> <p>ii 要介護 2 <u>1,024単位</u></p> <p>iii 要介護 3 <u>1,138単位</u></p> <p>iv 要介護 4 <u>1,214単位</u></p> <p>v 要介護 5 <u>1,288単位</u></p> <p>b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要介護 1 <u>943単位</u></p> <p>ii 要介護 2 <u>1,024単位</u></p> <p>iii 要介護 3 <u>1,138単位</u></p> <p>iv 要介護 4 <u>1,214単位</u></p> <p>v 要介護 5 <u>1,288単位</u></p> <p>(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III)</p> <p>a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要介護 1 <u>943単位</u></p> <p>ii 要介護 2 <u>1,018単位</u></p> <p>iii 要介護 3 <u>1,112単位</u></p> <p>iv 要介護 4 <u>1,187単位</u></p> <p>v 要介護 5 <u>1,261単位</u></p> <p>b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要介護 1 <u>943単位</u></p> <p>ii 要介護 2 <u>1,018単位</u></p> <p>iii 要介護 3 <u>1,112単位</u></p> <p>iv 要介護 4 <u>1,187単位</u></p> <p>v 要介護 5 <u>1,261単位</u></p> <p>(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV)</p> <p>a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要介護 1 <u>818単位</u></p> <p>ii 要介護 2 <u>864単位</u></p> <p>iii 要介護 3 <u>924単位</u></p> <p>iv 要介護 4 <u>976単位</u></p> <p>v 要介護 5 <u>1,026単位</u></p> <p>b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要介護 1 <u>818単位</u></p> <p>ii 要介護 2 <u>864単位</u></p> <p>iii 要介護 3 <u>924単位</u></p> <p>iv 要介護 4 <u>976単位</u></p> <p>v 要介護 5 <u>1,026単位</u></p> <p>(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費</p> <p>(一) 3時間以上4時間未満 <u>656単位</u></p> <p>(二) 4時間以上6時間未満 <u>908単位</u></p> <p>(三) 6時間以上8時間未満 <u>1,261単位</u></p> <p>(6) 緊急時施設療養費  利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。  (一) 緊急時治療管理 (1日につき) <u>518単位</u>  注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。  2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。  (二) 特定治療  注 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>(9) 介護職員等特定処遇改善加算  注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  (一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1)から(7)までにより算</p>	<p>a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要介護 1 <u>940単位</u></p> <p>ii 要介護 2 <u>1,021単位</u></p> <p>iii 要介護 3 <u>1,134単位</u></p> <p>iv 要介護 4 <u>1,210単位</u></p> <p>v 要介護 5 <u>1,284単位</u></p> <p>b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要介護 1 <u>940単位</u></p> <p>ii 要介護 2 <u>1,021単位</u></p> <p>iii 要介護 3 <u>1,134単位</u></p> <p>iv 要介護 4 <u>1,210単位</u></p> <p>v 要介護 5 <u>1,284単位</u></p> <p>(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III)</p> <p>a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要介護 1 <u>940単位</u></p> <p>ii 要介護 2 <u>1,015単位</u></p> <p>iii 要介護 3 <u>1,108単位</u></p> <p>iv 要介護 4 <u>1,183単位</u></p> <p>v 要介護 5 <u>1,257単位</u></p> <p>b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要介護 1 <u>940単位</u></p> <p>ii 要介護 2 <u>1,015単位</u></p> <p>iii 要介護 3 <u>1,108単位</u></p> <p>iv 要介護 4 <u>1,183単位</u></p> <p>v 要介護 5 <u>1,257単位</u></p> <p>(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV)</p> <p>a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要介護 1 <u>816単位</u></p> <p>ii 要介護 2 <u>861単位</u></p> <p>iii 要介護 3 <u>921単位</u></p> <p>iv 要介護 4 <u>973単位</u></p> <p>v 要介護 5 <u>1,023単位</u></p> <p>b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要介護 1 <u>816単位</u></p> <p>ii 要介護 2 <u>861単位</u></p> <p>iii 要介護 3 <u>921単位</u></p> <p>iv 要介護 4 <u>973単位</u></p> <p>v 要介護 5 <u>1,023単位</u></p> <p>(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費</p> <p>(一) 3時間以上4時間未満 <u>654単位</u></p> <p>(二) 4時間以上6時間未満 <u>905単位</u></p> <p>(三) 6時間以上8時間未満 <u>1,257単位</u></p> <p>(6) 緊急時施設療養費  利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。  (一) 緊急時治療管理 (1日につき) <u>511単位</u>  注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。  2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。  (二) 特定治療  注 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>定した単位数の1000分の21に相当する単位数  (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。  ○ 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準  イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。  (二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。  (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。  (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。  (2) 当該指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。  (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。  (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  (5) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。  (6) 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。  (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。  □ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>→大臣基準告示・四十一の二</p>

# 1-9 短期入所療養介護費（療養病床を有する病院・単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>9 短期入所療養介護費</p> <p>□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(-) 病院療養病床短期入所療養介護費（I）</p> <p>a 病院療養病床短期入所療養介護費（i）</p> <p>i 要介護1 <u>693単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>796単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,020単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,115単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,201単位</u></p> <p>b 病院療養病床短期入所療養介護費（ii）</p> <p>i 要介護1 <u>721単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>830単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,063単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,163単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,252単位</u></p> <p>c 病院療養病床短期入所療養介護費（iii）</p> <p>i 要介護1 <u>711単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>818単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,048単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,146単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,234単位</u></p> <p>d 病院療養病床短期入所療養介護費（iv）</p> <p>i 要介護1 <u>797単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>901単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,124単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,220単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,305単位</u></p> <p>e 病院療養病床短期入所療養介護費（v）</p> <p>i 要介護1 <u>831単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>939単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,173単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,272単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,361単位</u></p> <p>f 病院療養病床短期入所療養介護費（vi）</p> <p>i 要介護1 <u>819単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>926単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,156単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,253単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,341単位</u></p> <p>(-) 病院療養病床短期入所療養介護費（II）</p> <p>a 病院療養病床短期入所療養介護費（i）</p> <p>i 要介護1 <u>638単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>741単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>894単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,040単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,080単位</u></p> <p>b 病院療養病床短期入所療養介護費（ii）</p> <p>i 要介護1 <u>653単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>759単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>915単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,065単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,106単位</u></p> <p>c 病院療養病床短期入所療養介護費（iii）</p> <p>i 要介護1 <u>743単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>847単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>998単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,146単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,185単位</u></p> <p>d 病院療養病床短期入所療養介護費（iv）</p> <p>i 要介護1 <u>761単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>867単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,022単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,173単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,213単位</u></p>	<p>9 短期入所療養介護費</p> <p>□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(-) 病院療養病床短期入所療養介護費（I）</p> <p>a 病院療養病床短期入所療養介護費（i）</p> <p>i 要介護1 <u>691単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>794単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,017単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,112単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,197単位</u></p> <p>b 病院療養病床短期入所療養介護費（ii）</p> <p>i 要介護1 <u>719単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>827単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,060単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,159単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,248単位</u></p> <p>c 病院療養病床短期入所療養介護費（iii）</p> <p>i 要介護1 <u>709単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>815単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,045単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,142単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,230単位</u></p> <p>d 病院療養病床短期入所療養介護費（iv）</p> <p>i 要介護1 <u>795単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>901単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,121単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,216単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,301単位</u></p> <p>e 病院療養病床短期入所療養介護費（v）</p> <p>i 要介護1 <u>828単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>936単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,169単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,268単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,357単位</u></p> <p>f 病院療養病床短期入所療養介護費（vi）</p> <p>i 要介護1 <u>816単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>923単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,152単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,249単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,337単位</u></p> <p>(-) 病院療養病床短期入所療養介護費（II）</p> <p>a 病院療養病床短期入所療養介護費（i）</p> <p>i 要介護1 <u>636単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>739単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>891単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,037単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,077単位</u></p> <p>b 病院療養病床短期入所療養介護費（ii）</p> <p>i 要介護1 <u>651単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>757単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>912単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,062単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,103単位</u></p> <p>c 病院療養病床短期入所療養介護費（iii）</p> <p>i 要介護1 <u>741単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>844単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>995単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,142単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,181単位</u></p> <p>d 病院療養病床短期入所療養介護費（iv）</p> <p>i 要介護1 <u>759単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>864単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,019単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,169単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,209単位</u></p>



改 正 後	改 正 前
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費 (Ⅲ)	(三) 病院療養病床短期入所療養介護費 (Ⅲ)
a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i)	a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i)
i 要介護1	i 要介護1
ii 要介護2	ii 要介護2
iii 要介護3	iii 要介護3
iv 要介護4	iv 要介護4
v 要介護5	v 要介護5
616単位	614単位
722単位	720単位
866単位	863単位
1,015単位	1,012単位
1,054単位	1,051単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii)	b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii)
i 要介護1	i 要介護1
ii 要介護2	ii 要介護2
iii 要介護3	iii 要介護3
iv 要介護4	iv 要介護4
v 要介護5	v 要介護5
722単位	720単位
828単位	825単位
972単位	969単位
1,121単位	1,118単位
1,161単位	1,157単位
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)
(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (I)	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (I)
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (i)	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (i)
i 要介護1	i 要介護1
ii 要介護2	ii 要介護2
iii 要介護3	iii 要介護3
iv 要介護4	iv 要介護4
v 要介護5	v 要介護5
702単位	700単位
806単位	804単位
950単位	947単位
1,036単位	1,033単位
1,123単位	1,120単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (ii)	b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (ii)
i 要介護1	i 要介護1
ii 要介護2	ii 要介護2
iii 要介護3	iii 要介護3
iv 要介護4	iv 要介護4
v 要介護5	v 要介護5
807単位	805単位
913単位	910単位
1,055単位	1,052単位
1,143単位	1,139単位
1,229単位	1,225単位
(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (II)	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (II)
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (i)	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (i)
i 要介護1	i 要介護1
ii 要介護2	ii 要介護2
iii 要介護3	iii 要介護3
iv 要介護4	iv 要介護4
v 要介護5	v 要介護5
702単位	700単位
806単位	804単位
910単位	907単位
997単位	994単位
1,083単位	1,080単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (ii)	b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (ii)
i 要介護1	i 要介護1
ii 要介護2	ii 要介護2
iii 要介護3	iii 要介護3
iv 要介護4	iv 要介護4
v 要介護5	v 要介護5
807単位	805単位
913単位	910単位
1,015単位	1,012単位
1,101単位	1,098単位
1,190単位	1,186単位
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I)	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I)
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
e 要介護5	e 要介護5
820単位	817単位
923単位	920単位
1,147単位	1,143単位
1,242単位	1,238単位
1,327単位	1,323単位
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II)	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II)
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
e 要介護5	e 要介護5
848単位	845単位
956単位	953単位
1,190単位	1,186単位
1,289単位	1,285単位
1,378単位	1,374単位
(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (III)	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (III)
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
e 要介護5	e 要介護5
838単位	835単位
944単位	941単位
1,175単位	1,171単位
1,272単位	1,268単位
1,360単位	1,356単位
(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (IV)	(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (IV)
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
e 要介護5	e 要介護5
820単位	817単位
923単位	920単位
1,147単位	1,143単位
1,242単位	1,238単位
1,327単位	1,323単位
(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (V)	(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (V)
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
848単位	845単位
956単位	953単位
1,190単位	1,186単位
1,289単位	1,285単位

改 正 後	改 正 前
<p>e 要介護5 1,378単位</p> <p>㉔ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅵ）</p> <p>a 要介護1 838単位</p> <p>b 要介護2 944単位</p> <p>c 要介護3 1,175単位</p> <p>d 要介護4 1,272単位</p> <p>e 要介護5 1,360単位</p> <p>(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p>a 要介護1 820単位</p> <p>b 要介護2 923単位</p> <p>c 要介護3 1,059単位</p> <p>d 要介護4 1,145単位</p> <p>e 要介護5 1,230単位</p> <p>(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）</p> <p>a 要介護1 820単位</p> <p>b 要介護2 923単位</p> <p>c 要介護3 1,059単位</p> <p>d 要介護4 1,145単位</p> <p>e 要介護5 1,230単位</p> <p>(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費</p> <p>(一) 3時間以上4時間未満 656単位</p> <p>(二) 4時間以上6時間未満 908単位</p> <p>(三) 6時間以上8時間未満 1,261単位</p> <p>(8) 特定診療費 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p>	<p>e 要介護5 1,374単位</p> <p>㉔ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅵ）</p> <p>a 要介護1 835単位</p> <p>b 要介護2 941単位</p> <p>c 要介護3 1,171単位</p> <p>d 要介護4 1,268単位</p> <p>e 要介護5 1,356単位</p> <p>(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p>a 要介護1 817単位</p> <p>b 要介護2 920単位</p> <p>c 要介護3 1,056単位</p> <p>d 要介護4 1,141単位</p> <p>e 要介護5 1,226単位</p> <p>(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）</p> <p>a 要介護1 817単位</p> <p>b 要介護2 920単位</p> <p>c 要介護3 1,056単位</p> <p>d 要介護4 1,141単位</p> <p>e 要介護5 1,226単位</p> <p>(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費</p> <p>(一) 3時間以上4時間未満 654単位</p> <p>(二) 4時間以上6時間未満 905単位</p> <p>(三) 6時間以上8時間未満 1,257単位</p> <p>(8) 特定診療費 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 重度療養管理（1日につき） 125単位</p> <p>注 (略)</p> <p>5～17 (略)</p>	<p>→平12厚生省告示30・別表第一</p>
<p>(11) 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数</p>	<p>(新設)</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善</p>	<p>→大臣基準告示・四十一の二</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>(6) 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

## 1-9ハ 短期入所療養介護費（診療所・単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>9 短期入所療養介護費</p> <p>ハ 診療所における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>（一）診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p>    a 診療所短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>        i 要介護1                   675単位</p> <p>        ii 要介護2               724単位</p> <p>        iii 要介護3              772単位</p> <p>        iv 要介護4              821単位</p> <p>        v 要介護5               870単位</p> <p>    b 診療所短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>        i 要介護1               702単位</p> <p>        ii 要介護2              754単位</p> <p>        iii 要介護3             804単位</p> <p>        iv 要介護4             855単位</p> <p>        v 要介護5             906単位</p> <p>    c 診療所短期入所療養介護費（ⅲ）</p> <p>        i 要介護1             693単位</p> <p>        ii 要介護2             743単位</p> <p>        iii 要介護3            793単位</p> <p>        iv 要介護4            843単位</p> <p>        v 要介護5            893単位</p> <p>    d 診療所短期入所療養介護費（ⅳ）</p> <p>        i 要介護1             779単位</p>	<p>9 短期入所療養介護費</p> <p>ハ 診療所における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>（一）診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p>    a 診療所短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>        i 要介護1                   673単位</p> <p>        ii 要介護2               722単位</p> <p>        iii 要介護3              770単位</p> <p>        iv 要介護4              818単位</p> <p>        v 要介護5               867単位</p> <p>    b 診療所短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>        i 要介護1               700単位</p> <p>        ii 要介護2              752単位</p> <p>        iii 要介護3             802単位</p> <p>        iv 要介護4             852単位</p> <p>        v 要介護5             903単位</p> <p>    c 診療所短期入所療養介護費（ⅲ）</p> <p>        i 要介護1             691単位</p> <p>        ii 要介護2             741単位</p> <p>        iii 要介護3            791単位</p> <p>        iv 要介護4            840単位</p> <p>        v 要介護5            890単位</p> <p>    d 診療所短期入所療養介護費（ⅳ）</p> <p>        i 要介護1             777単位</p>

改 正 後		改 正 前	
ii 要介護 2	828単位	ii 要介護 2	825単位
iii 要介護 3	878単位	iii 要介護 3	875単位
iv 要介護 4	925単位	iv 要介護 4	922単位
v 要介護 5	974単位	v 要介護 5	971単位
e 診療所短期入所療養介護費 (v)		e 診療所短期入所療養介護費 (v)	
i 要介護 1	811単位	i 要介護 1	809単位
ii 要介護 2	863単位	ii 要介護 2	860単位
iii 要介護 3	914単位	iii 要介護 3	911単位
iv 要介護 4	964単位	iv 要介護 4	961単位
v 要介護 5	1,015単位	v 要介護 5	1,012単位
f 診療所短期入所療養介護費 (vi)		f 診療所短期入所療養介護費 (vi)	
i 要介護 1	800単位	i 要介護 1	798単位
ii 要介護 2	851単位	ii 要介護 2	848単位
iii 要介護 3	901単位	iii 要介護 3	898単位
iv 要介護 4	950単位	iv 要介護 4	947単位
v 要介護 5	1,001単位	v 要介護 5	998単位
(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)		(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	
a 診療所短期入所療養介護費 (i)		a 診療所短期入所療養介護費 (i)	
i 要介護 1	598単位	i 要介護 1	596単位
ii 要介護 2	642単位	ii 要介護 2	640単位
iii 要介護 3	685単位	iii 要介護 3	683単位
iv 要介護 4	730単位	iv 要介護 4	728単位
v 要介護 5	773単位	v 要介護 5	771単位
b 診療所短期入所療養介護費 (ii)		b 診療所短期入所療養介護費 (ii)	
i 要介護 1	704単位	i 要介護 1	702単位
ii 要介護 2	747単位	ii 要介護 2	745単位
iii 要介護 3	791単位	iii 要介護 3	789単位
iv 要介護 4	835単位	iv 要介護 4	832単位
v 要介護 5	879単位	v 要介護 5	876単位
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)		(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I)		(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I)	
a 要介護 1	800単位	a 要介護 1	798単位
b 要介護 2	850単位	b 要介護 2	847単位
c 要介護 3	898単位	c 要介護 3	895単位
d 要介護 4	946単位	d 要介護 4	943単位
e 要介護 5	995単位	e 要介護 5	992単位
(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II)		(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II)	
a 要介護 1	828単位	a 要介護 1	825単位
b 要介護 2	880単位	b 要介護 2	877単位
c 要介護 3	930単位	c 要介護 3	927単位
d 要介護 4	980単位	d 要介護 4	977単位
e 要介護 5	1,031単位	e 要介護 5	1,028単位
(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III)		(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III)	
a 要介護 1	818単位	a 要介護 1	816単位
b 要介護 2	869単位	b 要介護 2	866単位
c 要介護 3	919単位	c 要介護 3	916単位
d 要介護 4	968単位	d 要介護 4	965単位
e 要介護 5	1,018単位	e 要介護 5	1,015単位
(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (IV)		(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (IV)	
a 要介護 1	800単位	a 要介護 1	798単位
b 要介護 2	850単位	b 要介護 2	847単位
c 要介護 3	898単位	c 要介護 3	895単位
d 要介護 4	946単位	d 要介護 4	943単位
e 要介護 5	995単位	e 要介護 5	992単位
(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (V)		(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (V)	
a 要介護 1	828単位	a 要介護 1	825単位
b 要介護 2	880単位	b 要介護 2	877単位
c 要介護 3	930単位	c 要介護 3	927単位
d 要介護 4	980単位	d 要介護 4	977単位
e 要介護 5	1,031単位	e 要介護 5	1,028単位
(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (VI)		(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (VI)	
a 要介護 1	818単位	a 要介護 1	816単位
b 要介護 2	869単位	b 要介護 2	866単位
c 要介護 3	919単位	c 要介護 3	916単位
d 要介護 4	968単位	d 要介護 4	965単位
e 要介護 5	1,018単位	e 要介護 5	1,015単位
(3) 特定診療所短期入所療養介護費		(3) 特定診療所短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	656単位	(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位	(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位	(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位

改正後	改正前
<p>(6) 特定診療費 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。 1～3 (略) 4 重度療養管理(1日につき) <u>125単位</u> 注 (略) 5～17 (略)</p>	<p>(6) 特定診療費 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>→平12厚生省告示30・別表第一</p>
<p>(9) 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数</p>	<p>(新設)</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 ○ 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。 (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。 (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。 (2) 当該指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。 (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 (5) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。 (6) 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から</p>	<p>→大臣基準告示・四十一の二</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>□ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

**1-9-2 短期入所療養介護費(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院・単位数表) 新旧対照表**  
(下線部分は令和元年10月改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>9 短期入所療養介護費</p> <p>二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)</p> <p>(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)</p> <p>a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)</p> <p>i 要介護1 <u>1,020単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>1,084単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,148単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,212単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,277単位</u></p> <p>b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)</p> <p>i 要介護1 <u>1,125単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>1,190単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,253単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,319単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,382単位</u></p> <p>(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)</p> <p>a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)</p> <p>i 要介護1 <u>965単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>1,032単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,100単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,167単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,233単位</u></p> <p>b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)</p> <p>i 要介護1 <u>1,071単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>1,138単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,204単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,274単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,340単位</u></p> <p>(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)</p> <p>a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)</p> <p>i 要介護1 <u>937単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>1,003単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,068単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,133単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,198単位</u></p> <p>b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)</p> <p>i 要介護1 <u>1,043単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>1,108単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,174単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,239単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,304単位</u></p> <p>(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)</p> <p>a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)</p> <p>i 要介護1 <u>922単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>986単位</u></p>	<p>9 短期入所療養介護費</p> <p>二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)</p> <p>(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)</p> <p>a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)</p> <p>i 要介護1 <u>1,017単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>1,081単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,145単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,209単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,273単位</u></p> <p>b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)</p> <p>i 要介護1 <u>1,122単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>1,187単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,250単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,315単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,378単位</u></p> <p>(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)</p> <p>a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)</p> <p>i 要介護1 <u>962単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>1,029単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,097単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,164単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,230単位</u></p> <p>b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)</p> <p>i 要介護1 <u>1,068単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>1,135単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,201単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,270単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,336単位</u></p> <p>(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)</p> <p>a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)</p> <p>i 要介護1 <u>934単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>1,000単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,065単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,130単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,195単位</u></p> <p>b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)</p> <p>i 要介護1 <u>1,040単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>1,105単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>1,171単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>1,236単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>1,300単位</u></p> <p>(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)</p> <p>a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)</p> <p>i 要介護1 <u>919単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>983単位</u></p>

改 正 後		改 正 前	
iii 要介護3	1,050単位	iii 要介護3	1,047単位
iv 要介護4	1,114単位	iv 要介護4	1,111単位
v 要介護5	1,178単位	v 要介護5	1,175単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費 (ii)		b 認知症患者型短期入所療養介護費 (ii)	
i 要介護1	1,027単位	i 要介護1	1,024単位
ii 要介護2	1,092単位	ii 要介護2	1,089単位
iii 要介護3	1,155単位	iii 要介護3	1,152単位
iv 要介護4	1,220単位	iv 要介護4	1,217単位
v 要介護5	1,284単位	v 要介護5	1,280単位
(五) 認知症患者型短期入所療養介護費 (V)		(五) 認知症患者型短期入所療養介護費 (V)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費 (i)		a 認知症患者型短期入所療養介護費 (i)	
i 要介護1	862単位	i 要介護1	860単位
ii 要介護2	927単位	ii 要介護2	924単位
iii 要介護3	991単位	iii 要介護3	988単位
iv 要介護4	1,055単位	iv 要介護4	1,052単位
v 要介護5	1,119単位	v 要介護5	1,116単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費 (ii)		b 認知症患者型短期入所療養介護費 (ii)	
i 要介護1	969単位	i 要介護1	966単位
ii 要介護2	1,032単位	ii 要介護2	1,029単位
iii 要介護3	1,097単位	iii 要介護3	1,094単位
iv 要介護4	1,161単位	iv 要介護4	1,158単位
v 要介護5	1,224単位	v 要介護5	1,221単位
(2) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)		(2) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(-) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (I)		(-) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (I)	
a 要介護1	769単位	a 要介護1	767単位
b 要介護2	832単位	b 要介護2	830単位
c 要介護3	897単位	c 要介護3	895単位
d 要介護4	962単位	d 要介護4	959単位
e 要介護5	1,026単位	e 要介護5	1,023単位
(-) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (II)		(-) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (II)	
a 要介護1	875単位	a 要介護1	873単位
b 要介護2	939単位	b 要介護2	936単位
c 要介護3	1,003単位	c 要介護3	1,000単位
d 要介護4	1,068単位	d 要介護4	1,065単位
e 要介護5	1,131単位	e 要介護5	1,128単位
(3) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (1日につき)		(3) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(-) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (I)		(-) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (I)	
a ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (i)		a ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (i)	
i 要介護1	1,146単位	i 要介護1	1,143単位
ii 要介護2	1,210単位	ii 要介護2	1,207単位
iii 要介護3	1,275単位	iii 要介護3	1,271単位
iv 要介護4	1,339単位	iv 要介護4	1,335単位
v 要介護5	1,403単位	v 要介護5	1,399単位
b ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (ii)		b ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (ii)	
i 要介護1	1,146単位	i 要介護1	1,143単位
ii 要介護2	1,210単位	ii 要介護2	1,207単位
iii 要介護3	1,275単位	iii 要介護3	1,271単位
iv 要介護4	1,339単位	iv 要介護4	1,335単位
v 要介護5	1,403単位	v 要介護5	1,399単位
(-) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (II)		(-) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (II)	
a ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (i)		a ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (i)	
i 要介護1	1,091単位	i 要介護1	1,088単位
ii 要介護2	1,158単位	ii 要介護2	1,155単位
iii 要介護3	1,226単位	iii 要介護3	1,223単位
iv 要介護4	1,294単位	iv 要介護4	1,290単位
v 要介護5	1,360単位	v 要介護5	1,356単位
b ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (ii)		b ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (ii)	
i 要介護1	1,091単位	i 要介護1	1,088単位
ii 要介護2	1,158単位	ii 要介護2	1,155単位
iii 要介護3	1,226単位	iii 要介護3	1,223単位
iv 要介護4	1,294単位	iv 要介護4	1,290単位
v 要介護5	1,360単位	v 要介護5	1,356単位
(4) 特定認知症患者型短期入所療養介護費		(4) 特定認知症患者型短期入所療養介護費	
(-) 3時間以上4時間未満	656単位	(-) 3時間以上4時間未満	654単位
(-) 4時間以上6時間未満	907単位	(-) 4時間以上6時間未満	905単位
(-) 6時間以上8時間未満	1,260単位	(-) 6時間以上8時間未満	1,257単位
(6) 特定診療費		(6) 特定診療費	
注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に		注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に	

改 正 後	改 正 前
厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 重度療養管理(1日につき) <span style="float: right;">125単位</span></p> <p>注 (略)</p> <p>5～17 (略)</p>	→平12厚生省告示30・別表第一
<p>(9) 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数</p>	(新設)
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。</p> <p>(6) 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他</p>	→大臣基準告示・四十一の二



改 正 後	改 正 前
<p>の適切な方法により公表していること。</p> <p>□ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

## 1-9 木 短期入所療養介護費（介護医療院・単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>9 短期入所療養介護費</p> <p>ホ 介護医療院における短期入所療養介護費</p> <p>(1) I型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(-) I型介護医療院短期入所療養介護費（I）</p> <p>  a I型介護医療院短期入所療養介護費（i）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">746単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">855単位</span></p> <p>    iii 要介護3 <span style="float: right;">1,088単位</span></p> <p>    iv 要介護4 <span style="float: right;">1,188単位</span></p> <p>    v 要介護5 <span style="float: right;">1,277単位</span></p> <p>  b I型介護医療院短期入所療養介護費（ii）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">856単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">964単位</span></p> <p>    iii 要介護3 <span style="float: right;">1,198単位</span></p> <p>    iv 要介護4 <span style="float: right;">1,297単位</span></p> <p>    v 要介護5 <span style="float: right;">1,386単位</span></p> <p>(-) I型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅱ）</p> <p>  a I型介護医療院短期入所療養介護費（i）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">736単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">843単位</span></p> <p>    iii 要介護3 <span style="float: right;">1,073単位</span></p> <p>    iv 要介護4 <span style="float: right;">1,171単位</span></p> <p>    v 要介護5 <span style="float: right;">1,259単位</span></p> <p>  b I型介護医療院短期入所療養介護費（ii）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">844単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">951単位</span></p> <p>    iii 要介護3 <span style="float: right;">1,181単位</span></p> <p>    iv 要介護4 <span style="float: right;">1,278単位</span></p> <p>    v 要介護5 <span style="float: right;">1,366単位</span></p> <p>(-) I型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅲ）</p> <p>  a I型介護医療院短期入所療養介護費（i）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">720単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">827単位</span></p> <p>    iii 要介護3 <span style="float: right;">1,057単位</span></p> <p>    iv 要介護4 <span style="float: right;">1,155単位</span></p> <p>    v 要介護5 <span style="float: right;">1,243単位</span></p> <p>  b I型介護医療院短期入所療養介護費（ii）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">828単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">935単位</span></p> <p>    iii 要介護3 <span style="float: right;">1,165単位</span></p> <p>    iv 要介護4 <span style="float: right;">1,262単位</span></p> <p>    v 要介護5 <span style="float: right;">1,350単位</span></p> <p>(2) II型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(-) II型介護医療院短期入所療養介護費（I）</p> <p>  a II型介護医療院短期入所療養介護費（i）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">701単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">795単位</span></p> <p>    iii 要介護3 <span style="float: right;">1,000単位</span></p> <p>    iv 要介護4 <span style="float: right;">1,087単位</span></p> <p>    v 要介護5 <span style="float: right;">1,166単位</span></p> <p>  b II型介護医療院短期入所療養介護費（ii）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">810単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">905単位</span></p>	<p>9 短期入所療養介護費</p> <p>ホ 介護医療院における短期入所療養介護費</p> <p>(1) I型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(-) I型介護医療院短期入所療養介護費（I）</p> <p>  a I型介護医療院短期入所療養介護費（i）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">744単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">852単位</span></p> <p>    iii 要介護3 <span style="float: right;">1,085単位</span></p> <p>    iv 要介護4 <span style="float: right;">1,184単位</span></p> <p>    v 要介護5 <span style="float: right;">1,273単位</span></p> <p>  b I型介護医療院短期入所療養介護費（ii）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">853単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">961単位</span></p> <p>    iii 要介護3 <span style="float: right;">1,194単位</span></p> <p>    iv 要介護4 <span style="float: right;">1,293単位</span></p> <p>    v 要介護5 <span style="float: right;">1,382単位</span></p> <p>(-) I型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅱ）</p> <p>  a I型介護医療院短期入所療養介護費（i）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">734単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">840単位</span></p> <p>    iii 要介護3 <span style="float: right;">1,070単位</span></p> <p>    iv 要介護4 <span style="float: right;">1,167単位</span></p> <p>    v 要介護5 <span style="float: right;">1,255単位</span></p> <p>  b I型介護医療院短期入所療養介護費（ii）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">841単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">948単位</span></p> <p>    iii 要介護3 <span style="float: right;">1,177単位</span></p> <p>    iv 要介護4 <span style="float: right;">1,274単位</span></p> <p>    v 要介護5 <span style="float: right;">1,362単位</span></p> <p>(-) I型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅲ）</p> <p>  a I型介護医療院短期入所療養介護費（i）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">718単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">824単位</span></p> <p>    iii 要介護3 <span style="float: right;">1,054単位</span></p> <p>    iv 要介護4 <span style="float: right;">1,151単位</span></p> <p>    v 要介護5 <span style="float: right;">1,239単位</span></p> <p>  b I型介護医療院短期入所療養介護費（ii）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">825単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">932単位</span></p> <p>    iii 要介護3 <span style="float: right;">1,161単位</span></p> <p>    iv 要介護4 <span style="float: right;">1,258単位</span></p> <p>    v 要介護5 <span style="float: right;">1,346単位</span></p> <p>(2) II型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(-) II型介護医療院短期入所療養介護費（I）</p> <p>  a II型介護医療院短期入所療養介護費（i）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">699単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">793単位</span></p> <p>    iii 要介護3 <span style="float: right;">997単位</span></p> <p>    iv 要介護4 <span style="float: right;">1,084単位</span></p> <p>    v 要介護5 <span style="float: right;">1,162単位</span></p> <p>  b II型介護医療院短期入所療養介護費（ii）</p> <p>    i 要介護1 <span style="float: right;">808単位</span></p> <p>    ii 要介護2 <span style="float: right;">902単位</span></p>

改 正 後	改 正 前
iii 要介護3 <u>1,109単位</u>	iii 要介護3 <u>1,106単位</u>
iv 要介護4 <u>1,197単位</u>	iv 要介護4 <u>1,193単位</u>
v 要介護5 <u>1,275単位</u>	v 要介護5 <u>1,271単位</u>
(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(II)	(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(II)
a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)
i 要介護1 <u>685単位</u>	i 要介護1 <u>683単位</u>
ii 要介護2 <u>779単位</u>	ii 要介護2 <u>777単位</u>
iii 要介護3 <u>984単位</u>	iii 要介護3 <u>981単位</u>
iv 要介護4 <u>1,071単位</u>	iv 要介護4 <u>1,068単位</u>
v 要介護5 <u>1,150単位</u>	v 要介護5 <u>1,146単位</u>
b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)
i 要介護1 <u>794単位</u>	i 要介護1 <u>792単位</u>
ii 要介護2 <u>889単位</u>	ii 要介護2 <u>886単位</u>
iii 要介護3 <u>1,093単位</u>	iii 要介護3 <u>1,090単位</u>
iv 要介護4 <u>1,181単位</u>	iv 要介護4 <u>1,177単位</u>
v 要介護5 <u>1,259単位</u>	v 要介護5 <u>1,255単位</u>
(三) II型介護医療院短期入所療養介護費(III)	(三) II型介護医療院短期入所療養介護費(III)
a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)
i 要介護1 <u>674単位</u>	i 要介護1 <u>672単位</u>
ii 要介護2 <u>768単位</u>	ii 要介護2 <u>766単位</u>
iii 要介護3 <u>973単位</u>	iii 要介護3 <u>970単位</u>
iv 要介護4 <u>1,060単位</u>	iv 要介護4 <u>1,057単位</u>
v 要介護5 <u>1,138単位</u>	v 要介護5 <u>1,135単位</u>
b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)
i 要介護1 <u>783単位</u>	i 要介護1 <u>781単位</u>
ii 要介護2 <u>878単位</u>	ii 要介護2 <u>875単位</u>
iii 要介護3 <u>1,082単位</u>	iii 要介護3 <u>1,079単位</u>
iv 要介護4 <u>1,170単位</u>	iv 要介護4 <u>1,166単位</u>
v 要介護5 <u>1,248単位</u>	v 要介護5 <u>1,244単位</u>
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)
(一) I型特別介護医療院短期入所療養介護費	(一) I型特別介護医療院短期入所療養介護費
a I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	a I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)
i 要介護1 <u>687単位</u>	i 要介護1 <u>685単位</u>
ii 要介護2 <u>787単位</u>	ii 要介護2 <u>785単位</u>
iii 要介護3 <u>1,007単位</u>	iii 要介護3 <u>1,004単位</u>
iv 要介護4 <u>1,099単位</u>	iv 要介護4 <u>1,096単位</u>
v 要介護5 <u>1,184単位</u>	v 要介護5 <u>1,180単位</u>
b I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	b I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)
i 要介護1 <u>788単位</u>	i 要介護1 <u>786単位</u>
ii 要介護2 <u>891単位</u>	ii 要介護2 <u>888単位</u>
iii 要介護3 <u>1,108単位</u>	iii 要介護3 <u>1,105単位</u>
iv 要介護4 <u>1,202単位</u>	iv 要介護4 <u>1,198単位</u>
v 要介護5 <u>1,285単位</u>	v 要介護5 <u>1,281単位</u>
(二) II型特別介護医療院短期入所療養介護費	(二) II型特別介護医療院短期入所療養介護費
a II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	a II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)
i 要介護1 <u>642単位</u>	i 要介護1 <u>640単位</u>
ii 要介護2 <u>732単位</u>	ii 要介護2 <u>730単位</u>
iii 要介護3 <u>927単位</u>	iii 要介護3 <u>924単位</u>
iv 要介護4 <u>1,010単位</u>	iv 要介護4 <u>1,007単位</u>
v 要介護5 <u>1,084単位</u>	v 要介護5 <u>1,081単位</u>
b II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	b II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)
i 要介護1 <u>746単位</u>	i 要介護1 <u>744単位</u>
ii 要介護2 <u>837単位</u>	ii 要介護2 <u>834単位</u>
iii 要介護3 <u>1,031単位</u>	iii 要介護3 <u>1,028単位</u>
iv 要介護4 <u>1,113単位</u>	iv 要介護4 <u>1,110単位</u>
v 要介護5 <u>1,188単位</u>	v 要介護5 <u>1,184単位</u>
(4) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	(4) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)
(一) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(I)	(一) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(I)
a ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	a ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(i)
i 要介護1 <u>873単位</u>	i 要介護1 <u>870単位</u>
ii 要介護2 <u>981単位</u>	ii 要介護2 <u>978単位</u>
iii 要介護3 <u>1,215単位</u>	iii 要介護3 <u>1,211単位</u>
iv 要介護4 <u>1,314単位</u>	iv 要介護4 <u>1,310単位</u>
v 要介護5 <u>1,403単位</u>	v 要介護5 <u>1,399単位</u>
b ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	b ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)
i 要介護1 <u>873単位</u>	i 要介護1 <u>870単位</u>
ii 要介護2 <u>981単位</u>	ii 要介護2 <u>978単位</u>
iii 要介護3 <u>1,215単位</u>	iii 要介護3 <u>1,211単位</u>
iv 要介護4 <u>1,314単位</u>	iv 要介護4 <u>1,310単位</u>
v 要介護5 <u>1,403単位</u>	v 要介護5 <u>1,399単位</u>

改 正 後	改 正 前
(二) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (Ⅱ) a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (i) i 要介護 1 863単位 ii 要介護 2 969単位 iii 要介護 3 1,200単位 iv 要介護 4 1,297単位 v 要介護 5 1,385単位 b ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (ii) i 要介護 1 863単位 ii 要介護 2 969単位 iii 要介護 3 1,200単位 iv 要介護 4 1,297単位 v 要介護 5 1,385単位 (5) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき) (一) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費 (i) a 要介護 1 872単位 b 要介護 2 972単位 c 要介護 3 1,189単位 d 要介護 4 1,281単位 e 要介護 5 1,364単位 (二) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費 (ii) a 要介護 1 872単位 b 要介護 2 972単位 c 要介護 3 1,189単位 d 要介護 4 1,281単位 e 要介護 5 1,364単位 (6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき) (一) ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費 a ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費 (i) i 要介護 1 823単位 ii 要介護 2 923単位 iii 要介護 3 1,143単位 iv 要介護 4 1,235単位 v 要介護 5 1,318単位 b ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費 (ii) i 要介護 1 823単位 ii 要介護 2 923単位 iii 要介護 3 1,143単位 iv 要介護 4 1,235単位 v 要介護 5 1,318単位 (二) ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費 a ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費 (i) i 要介護 1 831単位 ii 要介護 2 926単位 iii 要介護 3 1,131単位 iv 要介護 4 1,220単位 v 要介護 5 1,298単位 b ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費 (ii) i 要介護 1 831単位 ii 要介護 2 926単位 iii 要介護 3 1,131単位 iv 要介護 4 1,220単位 v 要介護 5 1,298単位 (7) 特定介護医療院短期入所療養介護 (一) 3時間以上 4時間未満 656単位 (二) 4時間以上 6時間未満 908単位 (三) 6時間以上 8時間未満 1,261単位 (9) 緊急時施設診療費 利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。 イ 緊急時治療管理 (1日につき) 518単位 注 1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。 2 同一の利用者について 1月に 1回、連続する 3日を限度として算定する。 ロ 特定治療 注 医科診療報酬点数表第 1章及び第 2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第 57条第 3項に規定する保険医療機関等	(二) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (Ⅱ) a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (i) i 要介護 1 860単位 ii 要介護 2 966単位 iii 要介護 3 1,196単位 iv 要介護 4 1,293単位 v 要介護 5 1,381単位 b ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (ii) i 要介護 1 860単位 ii 要介護 2 966単位 iii 要介護 3 1,196単位 iv 要介護 4 1,293単位 v 要介護 5 1,381単位 (5) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき) (一) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費 (i) a 要介護 1 869単位 b 要介護 2 969単位 c 要介護 3 1,185単位 d 要介護 4 1,277単位 e 要介護 5 1,360単位 (二) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費 (ii) a 要介護 1 869単位 b 要介護 2 969単位 c 要介護 3 1,185単位 d 要介護 4 1,277単位 e 要介護 5 1,360単位 (6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき) (一) ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費 a ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費 (i) i 要介護 1 820単位 ii 要介護 2 920単位 iii 要介護 3 1,139単位 iv 要介護 4 1,231単位 v 要介護 5 1,314単位 b ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費 (ii) i 要介護 1 820単位 ii 要介護 2 920単位 iii 要介護 3 1,139単位 iv 要介護 4 1,231単位 v 要介護 5 1,314単位 (二) ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費 a ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費 (i) i 要介護 1 828単位 ii 要介護 2 923単位 iii 要介護 3 1,128単位 iv 要介護 4 1,216単位 v 要介護 5 1,294単位 b ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費 (ii) i 要介護 1 828単位 ii 要介護 2 923単位 iii 要介護 3 1,128単位 iv 要介護 4 1,216単位 v 要介護 5 1,294単位 (7) 特定介護医療院短期入所療養介護 (一) 3時間以上 4時間未満 654単位 (二) 4時間以上 6時間未満 905単位 (三) 6時間以上 8時間未満 1,257単位 (9) 緊急時施設診療費 利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。 イ 緊急時治療管理 (1日につき) 511単位 注 1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。 2 同一の利用者について 1月に 1回、連続する 3日を限度として算定する。 ロ 特定治療 注 医科診療報酬点数表第 1章及び第 2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第 57条第 3項に規定する保険医療機関等

改正後	改正前								
<p>が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>(12) 特別診療費 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p>	<p>が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>(12) 特別診療費 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p>								
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>1～3 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 重度療養管理（1日につき）</td> <td>125単位</td> </tr> <tr> <td>注 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5～17 (略)</td> <td></td> </tr> </table>	1～3 (略)		4 重度療養管理（1日につき）	125単位	注 (略)		5～17 (略)		<p>→平12厚生省告示30・別表第二</p>
1～3 (略)									
4 重度療養管理（1日につき）	125単位								
注 (略)									
5～17 (略)									
<p>(15) 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数</p>	<p>(新設)</p>								
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告</p>	<p>→大臣基準告示・四十一の二</p>								

改 正 後	改 正 前
<p>すること。</p> <p>(5) <u>短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</u></p> <p>(6) <u>短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</u></p> <p>(7) <u>平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</u></p> <p>(8) <u>(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u></p> <p>□ <u>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p>	

## 1-10 特定施設入居者生活介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前																																												
<p>10 特定施設入居者生活介護費</p> <p>イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">(1) 要介護1</td><td style="text-align: right;">536単位</td></tr> <tr><td>(2) 要介護2</td><td style="text-align: right;">602単位</td></tr> <tr><td>(3) 要介護3</td><td style="text-align: right;">671単位</td></tr> <tr><td>(4) 要介護4</td><td style="text-align: right;">735単位</td></tr> <tr><td>(5) 要介護5</td><td style="text-align: right;">804単位</td></tr> </table> <p>□ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）</p> <p>ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">(1) 要介護1</td><td style="text-align: right;">536単位</td></tr> <tr><td>(2) 要介護2</td><td style="text-align: right;">602単位</td></tr> <tr><td>(3) 要介護3</td><td style="text-align: right;">671単位</td></tr> <tr><td>(4) 要介護4</td><td style="text-align: right;">735単位</td></tr> <tr><td>(5) 要介護5</td><td style="text-align: right;">804単位</td></tr> </table> <p>2 ロについて、指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の内容は次のとおり。</p> <p>一 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数</p> <p>イ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数は、別表第一に定めるとおりとする。</p> <p>ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">(1) 要介護一</td><td style="text-align: right;">16,294単位</td></tr> <tr><td>(2) 要介護二</td><td style="text-align: right;">18,301単位</td></tr> </table> </div>	(1) 要介護1	536単位	(2) 要介護2	602単位	(3) 要介護3	671単位	(4) 要介護4	735単位	(5) 要介護5	804単位	(1) 要介護1	536単位	(2) 要介護2	602単位	(3) 要介護3	671単位	(4) 要介護4	735単位	(5) 要介護5	804単位	(1) 要介護一	16,294単位	(2) 要介護二	18,301単位	<p>10 特定施設入居者生活介護費</p> <p>イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">(1) 要介護1</td><td style="text-align: right;">534単位</td></tr> <tr><td>(2) 要介護2</td><td style="text-align: right;">599単位</td></tr> <tr><td>(3) 要介護3</td><td style="text-align: right;">668単位</td></tr> <tr><td>(4) 要介護4</td><td style="text-align: right;">732単位</td></tr> <tr><td>(5) 要介護5</td><td style="text-align: right;">800単位</td></tr> </table> <p>□ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）</p> <p>ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">(1) 要介護1</td><td style="text-align: right;">534単位</td></tr> <tr><td>(2) 要介護2</td><td style="text-align: right;">599単位</td></tr> <tr><td>(3) 要介護3</td><td style="text-align: right;">668単位</td></tr> <tr><td>(4) 要介護4</td><td style="text-align: right;">732単位</td></tr> <tr><td>(5) 要介護5</td><td style="text-align: right;">800単位</td></tr> </table> <p>2 ロについて、指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p>	(1) 要介護1	534単位	(2) 要介護2	599単位	(3) 要介護3	668単位	(4) 要介護4	732単位	(5) 要介護5	800単位	(1) 要介護1	534単位	(2) 要介護2	599単位	(3) 要介護3	668単位	(4) 要介護4	732単位	(5) 要介護5	800単位
(1) 要介護1	536単位																																												
(2) 要介護2	602単位																																												
(3) 要介護3	671単位																																												
(4) 要介護4	735単位																																												
(5) 要介護5	804単位																																												
(1) 要介護1	536単位																																												
(2) 要介護2	602単位																																												
(3) 要介護3	671単位																																												
(4) 要介護4	735単位																																												
(5) 要介護5	804単位																																												
(1) 要介護一	16,294単位																																												
(2) 要介護二	18,301単位																																												
(1) 要介護1	534単位																																												
(2) 要介護2	599単位																																												
(3) 要介護3	668単位																																												
(4) 要介護4	732単位																																												
(5) 要介護5	800単位																																												
(1) 要介護1	534単位																																												
(2) 要介護2	599単位																																												
(3) 要介護3	668単位																																												
(4) 要介護4	732単位																																												
(5) 要介護5	800単位																																												

→平18厚生労働省告示165

改 正 後	改 正 前
<p>(3) 要介護三 20,398単位  (4) 要介護四 22,344単位  (5) 要介護五 24,442単位</p> <p>二 (略)</p> <p>別表第一</p> <p>1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費(1日につき) 82単位  注1・2 (略)</p> <p>2 訪問介護</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間15分未満の場合 95単位  (2) 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位  (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数  (4) 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間15分未満の場合 48単位  (2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数  (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 218単位  (4) 所要時間1時間15分以上の場合 261単位</p> <p>ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 86単位</p> <p>注1～4 (略)  3～10 (略)</p>	
<p>リ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数  (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p>	(新設)
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ 特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p>	→大臣基準告示・四十四の二

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注5の入居継続支援加算又は特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イのいずれかを算定していること。</p> <p>(6) 特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>□ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

**1** - 11 福祉用具貸与費（単位数表） 改正なし